

大牟田市文化芸術振興審議会からの答申内容案について(案)

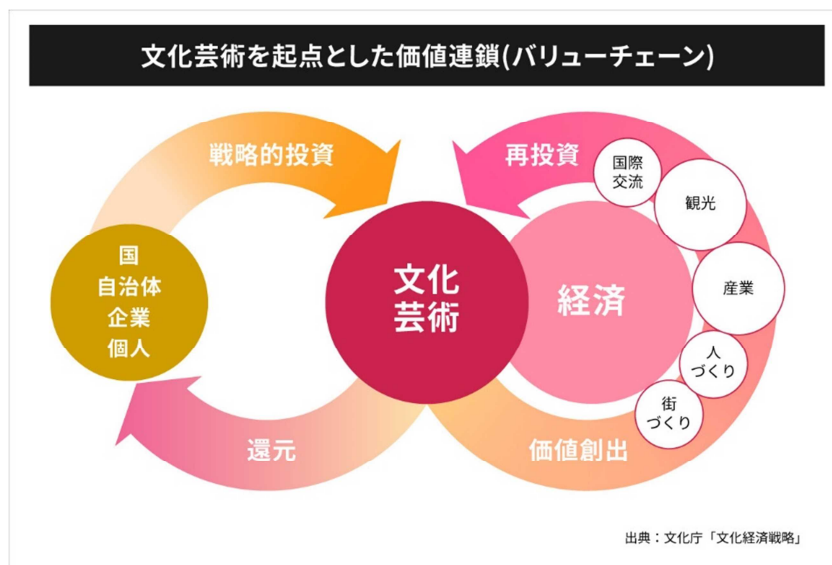
■答申にあたっての基本的な考え方

令和 5 年 5 月 23 日付け、生第 258 号で諮問された大牟田市文化芸術振興プラン改訂について、これまで国及び県の文化芸術振興政策の考え方や令和 4 年度に実施しました市民アンケートの結果、さらには各種団体等に対するアンケート調査などの結果を踏まえ、2 回に亘る文化芸術振興審議会において忌憚のないご意見等を頂きました。

また、第 2 期の文化芸術振興プランの総括においては、4 年間の取組みの成果や今後の課題も表面化し、第 3 期の文化芸術振興プランの素案においてまとめたところです。

今後、第 3 回の文化芸術振興審議会における意見や令和 5 年 10 月から実施している市民意見募集において寄せられた市民意見、さらには大牟田市役所庁内の関係部局から寄せられた意見などを踏まえ、第 3 期文化芸術振興プランの案の確定と文化芸術振興審議会として以下の 3 つの視点に立った答申を行います。

(1)文化芸術の振興に関する国及び県の施策や特徴を反映した答申



文化芸術基本法や関係法律の趣旨などを踏まえ、文化芸術の振興に関する国及び県の施策や特徴を答申内容に反映することとします。特に文化芸術を起点とした価値連鎖(バリューチェーン)の考えについては、文化芸術分野における新しい政策の考えであることから、答申内容に反映することとします。

(2)大牟田市まちづくり総合プランの考えを反映した答申

第 3 期文化芸術振興プランについては、上位計画である大牟田市まちづくり総合プランの考えなどを答申内容に反映することとします。

(3)市民アンケートなどの各種調査から見てきた特徴や課題のうち、特に解決に向けた取り組みが必要と思われる項目を反映した答申

第 3 期文化芸術振興プラン策定の際に行った市民アンケートなどの各種調査の中から見てきた特徴や課題を踏まえ、解決、推進に向けた取組み、具体的には重点的に取り組む基本目標の主旨を答申内容に反映することとします。

■文化芸術振興審議会事務局による具体的な答申内容の素案について

1. 答申項目について

(1)文化芸術を通じた人づくり、まちづくりの取組み

平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、国における文化芸術を振興し心豊かな国民生活や社会の活性化を目指す基本方針が示され、福岡県においても平成17年に「福岡県文化振興プラン」が策定されました。また、平成24年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより実演芸術の振興や心豊かな地域社会の実現を目指すことが明記されました。さらに、平成29年には「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に全面改訂され、文化芸術の社会における役割の拡大と担い手(行政・企業・市民)の多様ななどの考えが示されるとともに、障害者文化芸術活動推進法も施行され、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが示されました。

平成29年には、国・地方自治体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携した創造的活動によって新たな価値を創出、併せてその新たな価値が文化に再投資され持続的な発展に繋がる好循環を構築することを目的として「文化経済戦略」が策定され、文化芸術を起点とした価値連鎖の考えが示されました。

このように文化芸術の振興が単に心豊かな感性を育むだけでなく、さまざまな分野における課題解決や施策の推進など、人々の創造性を育む人づくりに留まることなく、まちづくり全般の概念へと広がっていることから、そのための取組みの充実と庁内の関係部局、庁外の関係機関・関係団体との連携や協働の拡充を盛り込むこととします。

特に障害のある人の文化芸術の振興については、国及び福岡県の文化芸術振興策の柱の一つとして盛り込まれており、かつ第2期文化芸術振興プランにおいても施策として掲げていたものの、具体的な取組みにいたっていないことから、答申において充実を求めることとします。

(2)文化芸術で未来をはぐくむ取組みと文化芸術活動をささえる取組みについて

人口減少が進むなか、持続発展可能なまちづくりに取り組むためには、文化芸術を通して将来のまちづくりの担い手となる子どもや若者の豊かな創造性・感性を育むことは極めて重要であること。また、新型コロナウイルス感染症などの影響で文化芸術の活動力が大きく低下した現状を踏まえ、市民の文化芸術活動の支援を強化することも極めて重要となっていることから、第2期文化芸術振興プランにおいても重点的な取組みとして位置付けていた、子ども達の豊かな創造性や感性を育む取組み(基本目標1:文化芸術で未来をはぐくむ)と文化芸術団体などの活動を支える取組み(基本目標4:文化芸術活動をささえる)を重点目標として具体的な取組みを行うよう答申においても求めることとします。

なお、子ども達の豊かな創造性や感性を育む取組み(基本目標1:文化芸術で未来をはぐくむ)については、学校において文化芸術に触れる機会を充実させることが要望として多かったことから、学校との連携による取組みの充実を答申において求めることとします。また、より多くのかつ多様な文化芸術家や団体の活動力の向上や支援の強化についても答申において求めることとします。

(3)文化芸術を身近な地域や空間で触れることができる取組みについて

第3期文化芸術振興プラン策定の際に行った市民アンケートなどの各種調査の中においては、文化芸術を身近な地域や空間で触れる(参加する・鑑賞する・体験する)ことができる取組みを要望する意見が多く寄せられました。

今後、ますます高齢化が進行する中において移動困難者などが増え、文化施設などに行くことが困難な市民も増加することが想定されます。また、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの理念に基づき、誰もが文化芸術に触れることができるためには、身近な地域や空間で触れることができる条件や環境の整備も必要と思われます。

このようなことから、誰もが文化芸術を身近な地域や空間で触れることができる取組みの充実を答申において求めることとします。

(4)文化芸術に関する情報発信の強化について

第3期文化芸術振興プラン策定の際に行った市民アンケートなどの各種調査の中には、文化芸術に関する情報発信が弱いなどの意見が多く寄せられました。また、本審議会におきましても複数の委員より情報発信の強化を求める意見がありました。

文化芸術に関する情報発信の効果的な方法などについて、今後、関係機関や団体で協議を行い具体的な強化策を講じることを答申において求めることとします。

(5)さまざまな主体における交流や協働について

第3期文化芸術振興プラン策定の際に行った文化芸術関係団体に対するアンケートでは、文化芸術の次世代への継承や交流などの要望が寄せられました。また、人口減少や高齢化等により文化芸術団体の会員数が減少しており、その結果、単独での発表やイベントの実施が困難となってきたケースが増加しています。さらに文化芸術事業を実施する側においても多様な市民ニーズに対応するために実行委員会方式による協働実施のケースも増加しています。

第3期文化芸術振興プラン策定後の取組みについて、さまざまな主体における交流や協働の機会を充実させることを答申において求めることとします。

2. 答申文案について

別紙答申書案のとおり

令和5年 月 日

大牟田市長 関 好孝 殿

大牟田市文化芸術振興審議会
会 長 日下部 信

大牟田市文化芸術振興プラン改訂案について（答申）

令和5年5月23日付生第258号により、諮問を受けた標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

大牟田市では、文化芸術を通して、一人ひとりが心豊かで質の高い生活を送り、創造性に富んだ活力ある地域社会を実現することを目的に、平成27年に「大牟田市文化芸術振興プラン(2015～2019)」を策定しました。そして、令和2年には「大牟田市文化芸術振興プラン(2020～2023)」へと引き継がれ、「文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまち」を目指す施策が進められてきました。

しかし、令和2年7月の豪雨やパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の文化芸術を取り巻く状況が大きく変わり、文化芸術振興の施策の推進においても影響が生じる事態となりました。

そのような中で、当審議会において慎重に審議を重ねてまいりました。そして、「文化芸術に触れることによって心豊かで持続可能な大牟田の未来を創る」という基本理念のもと、改訂案は今後の5年間における具体的な施策が体系的に組み立てられており、その内容は全体として妥当であるという結論を得ました。よって、別添の「大牟田市文化芸術振興プラン改定案」のとおり答申いたします。

なお今後も、本市の文化芸術の振興にあたっては、諸情勢の変化等にも適切に対応されるとともに、次の事項に十分配慮されることを要望いたします。

1. 文化芸術を通じた人づくり、まちづくりの取組みについて

平成29年の「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」への全面改訂や関係法律の制定、さらには、国及び福岡県における文化芸術関連計画の策定などを踏まえ、文化芸術の振興が単に心豊かな感性を育む人づくりだけでなく、さまざまな分野における課題解決や施策の推進など、まちづくり全般の概念に繋がるような取組みの充実と庁内の関係部局、庁外の関係機関・関係団体との連携や協働の拡充に取り組みされたい。特に障害のある人の文化芸術の振興については、具体的な取組みを行われたい。

2. 文化芸術で未来をはぐくむ取組みと文化芸術活動をささえる取組みについて

人口減少が進むなか、持続発展可能なまちづくりに取り組むためには、文化芸術を通して将来のまちづくりの担い手となる子どもや若者の豊かな創造性・感性を育むことは極めて重要である。また、新型コロナウイルス感染症などの影響で文化芸術の活動力が大きく低下した現状を踏まえ、市民の文化芸術活動の支援を強化することも極めて重要となっていることから、重点的基本目標である基本目標1（文化芸術で未来をはぐくむ）と基本目標4（文化芸術活動をささえる）について、各主体が役割と責任を持って、かつ緊密な連携を図りながら取り組まれたい。

基本目標1（文化芸術で未来をはぐくむ）については、学校との連携による取組みを拡充されたい。また、基本目標4（文化芸術活動をささえる）については、より多くのかつ多様な文化芸術家や団体の活動力の向上や支援の強化に取り組まれたい。

3. 文化芸術を身近な地域や空間で触れることができる取組みについて

今後、ますます高齢化が進行する中において移動困難者などが増え、文化施設などに行くことが困難な市民も増加することが想定される。また、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの理念に基づき、誰もが文化芸術に触れることができるためには、身近な地域や空間で触れることができる条件や環境の整備も必要と思われる。

このようなことから、誰もが文化芸術を身近な地域や空間で触れることができる取組みをより一層充実されたい。

4. 文化芸術に関する情報発信の強化について

文化芸術に関する情報発信の効果的な方法などについて、今後、関係機関や団体で協議を行い具体的な強化策を講じられたい。

5. さまざまな主体における交流や協働について

人口減少や高齢化等により文化芸術団体の会員数が減少しており、その結果、単独での発表やイベントの実施が困難となってきているケースが増加していることや、文化芸術事業を実施する側においては、多様な市民ニーズに対応するために実行委員会方式による協働実施のケースも増加している現状を踏まえ、さまざまな主体における交流や協働の機会を充実されたい。

6. プラン策定後の市民周知について

本改訂プラン策定後は、広く市民に周知を図るため、周知活動を工夫されたい。